

「ご」案内

精神障がい者とご家族の悩み

「ご」相談を

お受けします

【さるびあ生活支援センター】

オープンスペースもご利用下さい。

利用対象者 市内に住所を有する精神障がい者またはそのご家族

利用日時 月～金曜日午前9時30分～午後6時 土曜日午前11時～午後5時

第1土曜日及び日曜日と祝日はお休みです。

場所 せりがや会館4階 申し込み 電話または直接、同

支援センター(☎722・071

3)へ。

【町田市精神障がい者さるびあ会】

精神障がい者の家族会です。定例会や学習会活動と相談をお受けします。

相談・入会日時 火・木曜日、午前10時～午後3時

場所 せりがや会館3階 電話 729・6944

障がい福祉課 ☎724・214

5 忠生二丁目、木曾町・山崎町の一部

公共下水道が利用できる

4月11日から、忠生一丁目、忠生二丁目、木曾町及び山崎町の一部で公共下水道が利用できるよう



『町田』かわら版』を発行

「ごみ問題をすべての市民の方に、一番身近な自分の問題として考えていただくために『町田ごみかわら版』を作成しました。かわら版は、タブロイド版4ページ。

「ごみ減量を命を燃やす、ごみダイエット忍者のワケやワケ」



な市の公共施設の窓口でも配布しています。環境総務課 ☎97・0530

になります。

今回、利用ができる区域に建物所有している方には、水洗化のパンフレット・指定工事店名簿を配布します。なお、今回の利用開始に伴い、図面等をご覧いただけます。

期間 4月2日～10日(土・日曜日は除く)

時間 午前8時30分～午後5時

場所 下水道部業務課(成瀬クリーンセンター内)

【切り替え工事について】

くみ取り便所(し尿浄化槽を含む)を水洗便所に改造する工事は、指定工事店に依頼して下さい。なお、水洗便所改造資金貸付制度がありますのでご利用下さい。

【水洗化をしなければならぬ期限】

くみ取り便所の家庭は、3年以内に改造工事を、浄化槽使用の家庭は遅滞なく(1年以内)切り替え工事をして下さい。

下水道部業務課 ☎720・1833

高齢者、障がい者及び原子爆弾被害者「いこいの家」

制度が一部変わります

市内在住の高齢者、障がい者、原子爆弾被害者の方を対象に宿泊施設を指定し、その宿泊料金の一部を補助している「いこいの家」に、高齢者対象の施設として4月

対象は国民健康保険の加入者です。割引後の負担額は、大人(中

から新たに一望閣(真鶴)とおお

や(土肥)を指定します。なお、これまで指定施設であった北軽井沢高原ホテルと華の舎は指定解除となりました。また、市の補助額がこれまでの4500円から4000円(障がい児4200円から3700円)に変更となります。

対象 毎年4月1日現在で市内に引き続き1年以上住所を有する60歳以上の方

障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方とその介護人、被爆者健康手帳をお持ちの方

補助額 1人につき4000円(障がい児3700円。は年1泊、は年2泊の補助)

利用方法 直接施設(左表)へ予約をして下さい。その際「町田市のいこいの家」の利用であることを伝えて下さい。

予約が取りましたら、お早めに高齢者福祉課、または障がい福祉課へ利用の申請をして下さい。

問高齢者福祉課 ☎724・214

1、障がい福祉課 ☎724・214

47 国民健康保険施設「温泉センター」

割引利用券を配布

松原温泉センター「数馬の湯」と奥多摩温泉「もえぎの湯」の割引券を配布します。実施期間は、4月1日～2004年3月31日となります。

「町田市いこいの家」施設一覧

Table with 4 columns: 施設名, 電話番号, 施設名, 電話番号. Lists various facilities like 箱根湯元, 西熱海, etc.

印は高齢者のみ、印は障がい者とその介護人及び原子爆弾被害者のみ対象

2003年度 暮らしに役立つセミナー日程

Table with 3 columns: 日時, テーマ, 講師. Lists seminars on health food, life insurance, recycling, etc.

5月22日のみ会場が異なります。

「市販と手作り・惣菜の味比べ」

日時 4月15日(火)午後1時30分～4時

講師 コンシューマーエイド・志田節子氏

定員 16人(申し込み順)

持ち物 エプロン、筆記用具、タオル

【学習会「自分に合った靴の選び方 健康は足下から」】

日時 4月22日(火)午前10時～正午

講師 マスターシューフィッター・宮崎重行氏

定員 40人(申し込み順)

対象 市内在住、在勤、在学の方

会場 町田市民フォーラム

申し込み 4月1日、3日いずれも午前9時から電話で消費生活センター(☎725・8805)へ。

託児(2歳以上、人数に限りあり)を希望の方は、申し込みの際にお申し出下さい。

市民税非課税世帯の老人保健法医療受給者証及び福祉医療証をお持ちの方へ

【老人保健法医療受給者証をお持ちの方】

限度額適用・標準負担額減額認定証

市民税非課税世帯に属する方が入院したときにこの認定証を医療機関に提示すると入院一部負担金の上限が医療機関ごとに2万4600円、食事の負担額が1日6500円(過去1年間の入院日数が91日以上の場合は1日5000円)になります。

市民税非課税世帯に属する方で、本人及び同じ世帯員全員の収入から必要経費(年金控除については65万円)を差し引いたときに各所得がいずれも0円となる場合に

憲法記念行事 5月1日(木)

町田市民福祉のつどい

今年、現行憲法が施行されてから56年目を迎えます。この催しは、憲法第25条の「生存権」を通して、「一人ひとりの幸せや人権についてみんなで再確認していく」ことを目的に、毎年憲法週間に憲法記念行事として開催しているもので、25回目を迎えます。

今回は、漫画家のほらいら氏をお招きします。

独特な視点で書かれた漫画や随筆などは、雑誌・機関誌・新聞などにおいて多数連載中です。また、ユーモアたっぷりの講演会でも多くのファンを魅了しています。

まです(消印有効)に福祉総務課(〒194・8520、中町1・20・23、☎724・2537)へ。

全席自由席です。

【福祉医療証をお持ちの方】

限度額適用認定証

市民税非課税世帯に属する方がこの認定証を医療機関に提示すると、外来の患者負担額の上限が医療機関ごとに月8000円に、入院の患者負担額の上限が医療機関ごとに月2万4600円になります。

それぞれの認定証の交付には申請が必要で、申請された月から対象になります。

申請方法と詳細についての問い合わせは高齢者福祉課(☎724・2144)へ。

【開設説明会】

日時 4月12日(土)午後2時から

会場 まちだ中央公民館

募集 5講座(地域)申し込み 4月11日までに電話でまちだ中央公民館(☎728・0071)へ。



全席自由席です。